

## 幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業 委託要項

平成31年2月14日  
初等中等教育局長決定  
令和2年1月31日 一部改正

### 1. 趣旨

幼児教育の質の向上を図るためには、専門性の向上等を通じた教員の資質向上が重要である。教育職員免許法では、二種免許状を有する教育職員は一種免許状へ上進する努力義務があるが、現職の幼稚園教諭は、約7割が二種免許状保有者であり、幼稚園教諭の専門性の向上を図るためにも、一種免許状への上進を促進していく必要がある。

幼稚園教諭二種免許状を有する教員は、教育職員免許法に基づき、教員としての在職年数と所定の単位の修得によって一種免許状を取得することが可能である。しかし、現状では、そうした単位の修得に資する免許法認定講習等は多くの都道府県で実施されておらず、十分な受講機会が確保されているとはいいがたい状況にある。

これらを踏まえ、本事業は、大学又は教育委員会が認定講習等を開設する経費を支援し、認定講習の受講機会を拡大することを目的とする。本事業により、免許状の上進に対するニーズを把握するとともに、潜在的ニーズの掘り起こし等を行うことを通じて、幼稚園教諭の専門性向上に向けた需要と供給の好循環を作るとともに、効果的で持続可能な講習の在り方を明らかにすることを目指す。

### 2. 事業の実施

#### (1) 調査研究事項等

- ① 文部科学省は、幼稚園教諭等の一種免許状の取得促進に必要な事項についての調査研究を実施する。
- ② 委託する調査研究事項は、下記のア、イに該当するものを基本とする。なお、アの実施は必須とする。調査研究事項等の詳細については、公募要領に別途定めるものとする。  
ア 幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設・実施  
イ 更新講習等にも活用可能な講習の開発・実施
- ③ 上記②の調査研究事項に基づく調査研究の実施に当たっては、その成果を普及するための活動を実施すること（文部科学省等が実施する普及活動への協力を含む）。

#### (2) 検討委員会（仮称）

事業の実施に当たっては、当該委託事業の事務を担当する組織を置き、委託費の使途等が明朗であるよう留意するとともに、事務を担当する組織以外に、事業内容について検討を行うため、外部の有識者や教育委員会、教員等を構成員とする検討委員会（仮称）を設置すること。

#### (3) 幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業企画評価会議

- ① 受託者は、幼児教育に識見を有する専門家などから構成し、幼稚園教諭免許状

の上進のための免許法認定講習等の開設・実施等について検討を行うために文部科学省が設置する「幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業企画評価会議」（以下「企画評価会議」という。）から、調査研究の研究方法その他の調査研究に関する事項について、必要に応じ、指導・助言を受ける。

- ② 企画評価会議の運営については、文部科学省が行うものとする。なお、企画評価会議には必要に応じ、部会を設けることができる。
- ③ 企画評価会議は、必要に応じ、文部科学省に対して、本事業の実施に関する事項について改善・充実のための意見を提出することができる。
- ④ 受託者は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理状況について、企画評価会議による実態調査を受ける。

### 3. 委託先

教育職員免許法施行規則第36条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第43条の4又は第46条に規定する、免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「免許法認定講習等」という。）の開設者として定められている者を委託対象（以下「大学、教育委員会等」という。）とする。（短期大学は専攻科を有する場合に限る。）複数の大学等がコンソーシアム等を組織した上で事業を行うことも可能であるが、その場合は中心となる大学・教育委員会等に委託する。

なお、本事業により開設する予定の免許法認定講習等については、文部科学大臣の認定が必要となるため、独立行政法人教職員支援機構への認定申請及び事後報告についても遅滞なく行うこと。

### 4. 委託期間

本事業の委託契約期間は、原則として契約を締結した日から当該年度の3月末日とする。

### 5. 委託手続

- (1) 委託先の選定は、別途定める公募要領に基づいて行う。
- (2) 委託を受けようとする者は、事業計画書等を文部科学省に提出すること。
- (3) 文部科学省は、上記(2)により提出された事業計画書等の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、委託予定者として決定し、委託契約を締結する。

### 6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（人件費、旅費、諸謝金、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。ただし、事業の対象となる経費は、大学や教育委員会における認定講習等の開設に必要な経費となるため、個人の受講にかかる経費は自己負担とする。（例：受講料、交通費、テキスト代、PC代等）
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、受託者の請求により支払うものとする。ただし、受託者が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、委託契約額の全部又は一部を概算払するものとする。

る。

- (3) 受託者は契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 事業の実施過程において、事業実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、計画書のうち経費のみを変更する場合で、委託費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合については、この限りではない。
- (5) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。
- (6) 文部科学省は、受託者が委託要項若しくは委託契約書に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 7. 再委託

- (1) 本事業の全部について第三者への委託（以下「再委託」という。）を行うことはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者は、再委託を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書類を文部科学省に提出し、承認を受けなければならない。

## 8. 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 受託者は、調査研究が完了したとき、廃止、解除又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書等を作成し、事業が完了した日又は廃止等の承認を受けた日から20日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写しとともに、文部科学省に提出するものとする。
- (2) 本事業の成果の一部又は全部については、適宜、文部科学省のホームページ等で紹介するものとする。
- (3) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記（1）で定める委託事業完了（廃止等）報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

## 9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8（1）により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認められたときは、委託費の額を確定し、受託者に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10. 著作権

本事業の実施により、本事業によって得られたデータ等（個人情報以外の原データを含む）及び作成した資料・報告書等これらに類するものの著作権は、本事業終了後、速やかに文部科学省に帰属させるものとする。（文部科学省が必要と認めたときは、文部科学省は本事業の成果物を使用するため、委託先はこれを無償にて許諾すること。）

### 11. 情報の提供等

文部科学省は、受託者に対して、本事業によって得られたデータ等（個人情報以外の原データを含む）及び作成した資料・報告書等について提出を求めることができる。

### 12. その他

- (1) 文部科学省は、受託者による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託者の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。
- (5) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。